

「介護予防宝塚あいわ苑訪問看護ステーション」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています

(第2861190268号)

訪問看護サービス重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 愛和会
代表者氏名	理事長 高岡 秀幸
法人所在地 電話番号	豊中市寺内1丁目1番10号 06-6866-2941

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	宝塚あいわ苑訪問看護ステーション
介護保険 指定事業者番号	兵庫県指定 2861190268
事業所所在地	宝塚市中筋2丁目10番18号
連絡先 相談担当者名	電話番号 0797-80-4124 FAX番号 0797-80-4111 管理者 市川 清子
事業所の通常の 事業実施地域	宝塚市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要支援状態にあり主治医が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	1 訪問看護を提供することにより、要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業の運営にあたって、高齢者サービス調整チームを活用し市及び他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的にサービスの提供に努めるものとする。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から土曜日までとする。但し、日曜、祝祭日及び以下の日は休日とする。 1月2日、1月3日、12月30日、12月31日
営業時間	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。但し、日曜、祝祭日及び以下の日は休日とする。 1月2日、1月3日、12月30日、12月31日
営業時間	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 市川 清子
---------	-----------

職種	職務内容	人員数
管理者	管理業務	1人
訪問看護師	在宅療養者看護 訪問計画	2. 5人以上
作業療法士 理学療法士	訪問リハビリテーション	1人以上

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

<ol style="list-style-type: none">1. 病状、障がいの観察2. 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話3. 褥創の予防、処置4. リハビリテーション5. ターミナルケア、認知症患者の看護6. 療養生活や介護方法の指導7. カテーテル等の管理8. その他医師の指示による医療処置
--

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

(自己負担分は合計金額の保険割合によります) (別紙参照)

4 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
②利用料、その他の費用の支払い	利用翌月の訪問日に、お渡しする請求書(利用明細付)の内容を確認のうえ、現金及び預金口座振替での支払いをお願いします。毎月10日前後に前月分の請求書を発行いたしますので預金口座振替の方はその月の指定日(毎月27日※土日祝日の場合は翌平日)までに貴指定の引き落とし口座にご準備ください。 お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。(領収書の再発行はできません。)

5 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

6 虐待防止について

利用者等の人権擁護・虐待の防止について	事業者及び事業者の使用する者は、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 <ul style="list-style-type: none"> ・研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。 ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。 ・業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護や成年後見制度の利用に取り組める環境の整備に努めます。
虐待防止に関する責任者	管理者 市川 清子

7 サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する相談または苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

※尚、当施設では第三者委員会を設置しており、中立の立場で皆様のご相談に応じています。第三者委員会へのご相談、申し立てがございましたら下記窓口までお申し出下さい。

【事業者の窓口】 社会福祉法人愛和会 宝塚あいわ苑訪問看護ステーション 管理者 市川 清子	所在地 宝塚市中筋2丁目10番18号 電話番号 0797-80-4124 FAX番号 0797-80-4111 受付時間 月～土 午前8時30分～午後5時
【市町村の窓口】 宝塚市役所介護保険課	所在地 宝塚市東洋町1番1号 電話番号 0797-77-2038 FAX番号 0797-71-1355 受付時間 午前9時～午後5時（月～金）
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 078-332-5617 FAX番号 078-332-5650 受付時間 午前9時～午後5時15分（月～金）

8 担当看護師の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当看護師の変更をご希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者 市川 清子 電話番号 0797-80-4124 FAX番号 0797-80-4111 受付日および受付時間：営業時間内
--	--

※担当看護師の変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

9 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

10 緊急時、事故発生時等の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡をするとともに必要な措置を講じます。また、当事業所が、利用者に対して行ったサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

保険契約者 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
引き受け保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	
市町村	宝塚市役所 介護保険課	所在地 宝塚市東洋町1番1号 電話番号 0797-77-2038 FAX番号 0797-71-1355 受付時間 午前9時～午後5時（月～金）

1 1 身分証携帯義務

訪問看護員等は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 2 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

当事業所は、訪問看護サービス提供にあたり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業者	所在地	宝塚市中筋2丁目10番18号
	法人名	社会福祉法人 愛和会
	事業所責任者	管理者 市川 清子
	事業所名	宝塚あいわ苑訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

重要事項説明書（予防）－ 別紙①

事業者が利用者に提供する訪問看護サービスの内容

サービス内容	訪問時間・回数など
症状観察・日常生活動作状況チェック・内服管理・簡易リハビリ・ 環境整備・食事指導・入浴介助・排便コントロール・保清・ 介護アドバイス・褥瘡処置・血糖測定・点滴・各種カテーテル管理 など	

1ヶ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）めやす

利用者負担額のめやす額	円（緊急時訪問看護加算・特別管理加算を含む）
-------------	------------------------

※ここに記載した金額は、現在の見積もりによる概算のものです。実際のお支払は、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

重要事項説明書（予防）－ 別紙②

(1) 訪問看護の内容に対応する料金、利用料

<看護師>

サービスの区分及び種類	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
看護師 20分未満	3,348円 (303単位)	335円	670円	1,005円
看護師 30分未満	4,983円 (451単位)	499円	997円	1,495円
看護師 30分以上60分未満	8,773円 (794単位)	878円	1,755円	2,632円
看護師 60分以上90分未満	12,044円 (1,090単位)	1,205円	2,409円	3,614円

<各種加算料金>

サービスの区分及び種類	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担	内容
緊急時訪問 看護加算 (1月につき)	6,342円 (574単位)	635円	1,269円	1,903円	夜間、時間外を含む電話連絡、相談に応じます。必要時、訪問もさせていただきます。
特別管理加算 I	5,525円 (500単位)	553円	1,105円	1,658円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態の管理指導を行います。
特別管理加算 II	2,762円 (250単位)	277円	553円	829円	在宅酸素療法、在宅自己導尿、在宅持続陽圧呼吸療法等の指導管理を受けている状態や、重度の褥瘡の状態、人工肛門を設置している状態、点滴注射を週3日以上行う必要がある状態の管理指導を行います。
複数名訪問加算 I 30分未満	2,806円 (254単位)	281円	562円	842円	必要時、同意を得て複数の看護師等で訪問看護を行った場合、加算されます。
複数名訪問加算 I 30分以上	4,442円 (402単位)	445円	889円	1,333円	
複数名訪問加算 II 30分未満	2,221円 (201単位)	223円	445円	667円	必要時、同意を得て看護師等と看護補助者で訪問看護を行った場合、加算されます
複数名訪問加算 II 30分以上	3,502円 (317単位)	351円	701円	1,051円	
長時間訪問看護加算	3,315円 (300単位)	332円	663円	995円	特別管理加算の対象者で、1時間30分以上の訪問看護を行った場合、加算されます。

サービスの区分及び種類	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担	内容
退院時共同指導加算	6,630円 (600単位)	663円	1,326円	1,989円	医療機関からの退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合、加算されます。
初回加算(I)	3,867円 (350単位)	387円	774円	1,161円	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を提供した場合に加算されます。
初回加算(II)	3,315円 (300単位)	332円	663円	995円	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合に加算されます。

- ・夜間早朝加算 所定単位数の1.25倍 (6時～8時、18時～22時に訪問看護を行った場合)
- ・深夜加算 所定の単位数の1.5倍 (22時～6時に訪問看護を行った場合)
- ・サービス提供体制強化加算
サービスの質を上げるための取り組みを行っていることにより算定できるもので、訪問1回につき、以下のいずれかの料金が加算されます。
サービス提供体制強化加算(I)・・・66円(6単位)
サービス提供体制強化加算(II)・・・33円(3単位)

(2) 理学療法士等による訪問看護に対応する料金、利用料

サービスの区分及び種類	料金	1割負担	2割負担	3割負担
理学療法士等 20分	3,138円 (284単位)	314円	628円	942円
理学療法士等 20分 2回	6,276円 (284単位×2)	628円	1,256円	1,883円
理学療法士等 20分 3回	4,707円 (284単位×50/100×3)	471円	942円	1,413円

※利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に理学療法士等による訪問を行った場合、所定単位数から1回につき5単位が減算されます。

(3) その他料金

1. 通常の実施地域を越えて行う場合の交通費
 - 1) 公共交通機関を利用した場合・・・実費
 - 2) 自動車を使用した場合
 - (1) 事業所から片道2キロメートル～4キロメートル未満・・・200円
 - (2) 事業所から片道4キロメートル以上・・・400円
2. 死後の処置を行った場合・・・10,000円

(4) 利用料等の計算期間と支払い

利用者は、利用月ごとの上記所定の利用料等を、事業者が利用翌月の訪問日に利用者に届けるかもしくは送付した請求書（利用明細付属）により、現金及び預金口座振替にて支払うものとします。なお、事業者は利用者からの支払いを受けたときは、利用者あての領収書を発行します。